(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者等に対する特殊詐欺被害の未然防止に係る取組として、迷惑電話防止機能を有する機器(以下、「電話機等」という。)の設置を促進することを目的とし、電話機等の購入に要する経費に対し、予算の範囲内で清川村特殊詐欺被害防止対策事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、清川村補助金等の交付に関する規則(昭和49年清川村規則第1号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところ による。
 - (1) 高齢者等 本村に居住し、かつ、本村の住民基本台帳法(昭和42年法律第81号) により住民基本台帳に登録されている70歳以上の者又は認知症若しくはその疑い がある等村長が認める者をいう。
 - (2) 特殊詐欺 面識のない不特定の者に対し、電話その他の手段を用いることにより、対面することなく欺罔行為を完結させるとともに、預貯金口座への振込みやその他の方法により、被害者に現金等(キャッシュカードを含む。)を交付させる等の行為をいう。
 - (3) 電話機等 電話機の呼出音が鳴る前に、発信者に対して自動で通話内容を録音 する旨の警告メッセージを流した後、通話内容を録音する機能を備えた家庭用固定 電話機又は同様の機能を備えた家庭用固定電話回線に接続できる機器をいう。

(補助対象者)

- 第3条 補助の交付を受けることができる者は、前条に規定する電話機等を購入した者 であって、かつ、次の各号のいずれにも該当するものとする。
 - (1) 本村に居住する高齢者等が属する世帯の世帯主で、同居住地において電話機等を設置し利用する者
 - (2) 村税等を滞納していない者
 - (3) 前条に規定する電話機等により録音された音声その他の情報を、特殊詐欺事件の捜査又は特殊詐欺被害の防止のために警察に提供することに同意する者

- (4) 清川村暴力団排除条例(平成23年条例第10号)に規定する暴力団員等でない者 (補助対象経費)
- 第4条 補助の対象となる経費は、第2条第3号に規定する電話機等の購入費用とする。 ただし、以下の経費については、交付の対象としない。
 - (1) 修理、点検等に係る経費
 - (2) 消耗品の交換等に係る経費
 - (3) 電力の受給その他電話機等の機能を維持するための経費
 - (4) 電話機等の設置に係る経費
 - (5) 電話機等の配送に係る経費

(補助金の額等)

- 第5条 補助金の額は、第2条第3号に規定する電話機等を購入した金額の4分の3 (補助の対象となる電話機等は1台とし、補助金の額は総額で10,000円を上限 とする。)とし、100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。
- 2 補助金の交付を受けることができる回数は、1世帯において1回を限度とする。 (申請及び決定)
- 第6条 補助の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、清川村特殊詐欺 被害防止対策事業補助金交付申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添付して、 電話機等を購入した日から1年以内に村長へ提出しなければならない。
 - (1) 電話機等の購入に係る領収書の原本又は写し
 - (2) 第2条第3号に規定する機能が確認できる取扱説明書の写し
 - (3) その他村長が必要と認めるもの
- 2 村長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査した上、適当と認めるものにつき、補助金の額を決定し、清川村特殊詐欺被害防止対策事業補助金決定通知書(第2号様式)により、申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

- 第7条 規則第5条第2項に規定する条件は、次のとおりとする。
 - (1) 補助金により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数を経過するまで、村長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。この場合において、村長の承認を受けて財産を

処分することにより、収入があったときは、その収入の全部又は一部を村に納付させることができる。

(2) 前号に規定するもののほか、村長が特に必要と認める事項を遵守するものとする。

(状況等の調査)

第8条 村長は、必要と認めるときは、補助金の交付を受けた者に対し電話機等の利用 状況について調査することができる。

(助成決定の取消し等)

第9条 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合は、村長は、当該交付決定を取り消し、当該交付を受けた者から、既に交付した助成金の全部又は一部 を返還させることができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。

附則

この要綱は、令和2年6月1日から施行し、令和2年6月1日以後に購入した電話機等について適用する。

清川村特殊詐欺被害防止対策事業補助金交付申請書

年 月 日

清川村長 様

補助金の交付を受けたいので、清川村特殊詐欺被害防止対策事業補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

なお、申請資格の審査において、住民基本台帳及び清川村税等の納付状況を閲覧すること、並びに、要請に応じ警察への情報提供を承諾します。

購	入	日	年月	日					
高	齢 者	等	ふりがな氏名	日(年齢)					
			年	月	日(歳)			
種		類	□警告メッセージが流れ、音声録音機能を備え □警告メッセージが流れ、音声録音機能を備え		<u> </u>				
製	造 会	社	□別紙 取扱説明書のとおり □()			
商	品	名	□別紙 領収書のとおり □()			
型		式	□別紙 取扱説明書のとおり □()			
購	入	額	金 円						
甲	謣	額	金 円		等購入額 未満は切 [は10,00	り捨て			
添	付 書	類	□電話機等の購入に係る領収書(宛名、商品名などを明記) □取扱説明書の写し(機能が確認できるもの) □その他村長が必要と認めるもの						

清川村特殊詐欺被害防止対策事業補助金決定通知書

年 月 日

様

清 川 村 長

先に申請のありました特殊詐欺被害防止対策事業補助金の交付について、次のとおり 決定しましたので通知します。

決	定	区	分	□ 交付する	□ 交付しない	
補	助金	交 付	額	金	円	
交	付 6	か 条	件	用年数等に関する省令(昭和4 用年数を経過するまで、村長の 付の目的に反して使用し、譲 供し、又は廃棄しないこと。 ・機器を良好な状態で保持で こと。	の承認を受けないで、補助金の 渡し、交換し、貸し付け、担保 できるよう、適正な管理に努る ート実施の際には協力するこ	る 耐 交 に め る
交	付した	ない理	自由			